

権限に属する事務										
食の安全推進課 食品衛生法(昭和23年法律第233号)に基づく知事権限に属する事務	1 同法第14条第1項の規定による食品等の検査及び当該検査に合格した旨の表示の付与			○						
	2 同法第15条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令							○	保健所長	
	3 同法第17条(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の種検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の取去をさせること。 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	4 同法第19条第2項(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生に関する監視又は指導を行わせること。 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	5 同法第19条第2項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理								○	保健所長
	6 同法第21条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可								○	保健所長
	7 同法第21条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理								○	保健所長
	8 同法第24条(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	9 同法第25条第1項の規定による営業の許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止								○	保健所長
食の安全推進課 食品衛生法(昭和23年法律第233号)に基づく知事権限に属する事務	1 同法第14条第1項の規定による食品等の検査及び当該検査に合格した旨の表示の付与			○						
	2 同法第15条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令								○	保健所長
	3 同法第17条(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による関係者に対する報告の要求、営業の場所等の種検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の取去をさせること。 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	4 同法第19条第2項(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による営業の施設等について監視又は指導を行わせること。 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	5 同法第19条第2項第6項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出又は食品衛生管理者の変更の届出の受理								○	保健所長
	6 同法第21条第1項の規定による飲食店営業等を営むことの許可								○	保健所長
	7 同法第21条第2項第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理								○	保健所長
	8 同法第24条(同法第20条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯郡内との畜場に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	食肉衛生検査所長
	9 同法第25条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止				○					
	10 同法第25条(同法第20条において準用する場合を含む。)									○

扱等に関する条の施行規則（昭和34年鳥取県規則第9号）に基づく知事の権限に属する事務	4 同規則第5条の規定による認証書の書換え								○	保健所長	
	5 同規則第6条の規定による認証書の再交付								○	保健所長	
	6 同規則第7条第2項の規定による営業の廃止の届出の受理									○	保健所長
十一及び十二 略											
十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可									○	保健所長
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可									○	保健所長
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令									○	保健所長
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令									○	保健所長
	5 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令									○	保健所長
	6 同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同条第2項の規定による変更の認定									○	保健所長
	7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令									○	保健所長
	8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定									○	保健所長
9～23 略											
24 同法第20条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定 （一）保健所の職員に係るもの （二）（一）以外のもの									○	保健所長	
十四～十八 略											
十九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の9の規定による品質表示に関する指示								○		
	2 同法第20条第2項に規定する品質表示に関する報告の徴収及び立入検査の実施									○	保健所長
	3 同法第21条第1項に規定する申出の受理及び同条第2項に規定する調査									○	保健所長
二十 農林物	1 同令第13条第3項								○		
扱等に関する条の施行規則（昭和34年鳥取県規則第9号）に基づく知事の権限に属する事務	4 同規則第15条の規定による認証書の書換え									○	
	5 同規則第16条の規定による認証書の再交付									○	
	6 同規則第17条第2項の規定による営業の廃止の届出の受理										○
十一及び十二 略											
十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可									○	
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可									○	
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令									○	
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令									○	
	5 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令									○	
	6 同法第16条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同条第2項の規定による変更の認定									○	
	7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令									○	
	8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定									○	
9～23 略											
24 同法第20条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定									○		
十四～十八 略											

	資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)に基づく知事の権限に属する事務	に規定する農林水産大臣への報告																	
住宅政策課	—四 略																		
五 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略 2 同法第48条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督 (一) 工事の執行に関する実地検査(工事のしゅん工に係るものを除く。) (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長
六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 3 同条例第8条第1項の規定による県営住宅の入居補充者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長
							○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長
住宅政策課	—四 略																		
五 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略 2 同法第48条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督 (一) 工事の執行に関する実地検査(工事のしゅん工に係るものを除く。) (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長
六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの 2 同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの 3 同条例第8条の規定による県営住宅の入居補充者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長
							○	鳥取地方県土整備局長	○	中部総合事務所長	○	西部総合事務所長	○					○	鳥取地方県土整備局長

所の管轄区域に係るもの	所長	所長
8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中府総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西府総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長
9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中府総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西府総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長
10 同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同施設等の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中府総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西府総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長
11 同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中府総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西府総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長 ○ 西府総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長 ○ 所長
12 同条例第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は修繕の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中府総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中府総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長

所の管轄区域に係るもの									所長
	22 同条例第26条の規定による管理の委託			○					
六の二 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十七年鳥取県規則第70号)に基づく知事の特任に属する事務	1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
七 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年鳥取県条例第5号)に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
	1の2 同条例第7条の規定による住宅管理人の設置 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	
	2 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補充者の決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長 ○ 鳥取地方県土整備局長	
七 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年鳥取県条例第5号)に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長
	2 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補充者の決定 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備							○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長 ○ 鳥取地方県土整備局長	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○ 日野総合事務所長

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長	(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の滞り又は猶予		(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の滞り又は猶予	
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長	(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(九) 同条第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の新築の指示		(九) 同条第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の新築の指示	
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長	(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(十) 同条第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理		(十) 同条第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理	
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長	(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長
(十一) 同条第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認		(十一) 同条第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認	
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長	(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長
(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長	(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所長
(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長	(3) 西部総合事務所管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所長
(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長	(4) 日野総合事務所管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所長

	<p>に係るもの (十二) 同条伊勢18 条第1項ただし書 の規定による特別 県営住宅の増築等 の承認 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの (十三) 同条伊勢23 条の規定による特 別県営住宅の検査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの (十四) 同条伊勢24 条第1項の規定に よる特別県営住宅 の増設しの届出</p>								<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長 ○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長</p>																							
<p>七の二 鳥取 県特別県営 住宅管理規 則(昭和三 十九年鳥取 規則第11号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p>	<p>1 同規則第3条にお いて準用する鳥取県 営住宅の設置及び管 理に用いる条例施行 規則第13条の規定に よる同居者の異動届 の受理 (一) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の管 轄区域に係るもの (二) 中部総合事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>								<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長</p>																							
<p>八及び九 略</p>																																
<p>十 住宅金融 公庫法(昭 和三十五年法律 第156号) に基づく住 宅金融公庫 からの受託 業務</p>	<p>1 同法第23条第1項 の規定による住宅金 融公庫からの受託業 務 (一) 同法第7条第 1項第1号に規定 する住宅の建設の ための資金の貸付 けに係る工事の審 査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の管轄 区域に係るもの</p>								<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長</p>																							

(二) 同法第17条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付に係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

(二) 同法第17条第10項に規定する産業労働者資金融通法(昭和18年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付に係る工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

(四) 同法第17条第11項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付に係る工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

2 同法第23条第9項の規定による住宅金融公庫からの受託業務

(一) 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第70号)第12条第1項の規定により住宅金融公庫が委託を受けた介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成14年法律第33号)第22条及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成13年法律第7号)第7条第1項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法(昭和16年法律

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

(二) 同法第17条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付に係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

(二) 同法第17条第9項に規定する産業労働者資金融通法(昭和18年法律第33号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付に係る工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

(四) 同法第17条第10項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付に係る工事の審査

(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの

(2) 中部総合事務所管轄区域に係るもの

(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所管轄区域に係るもの

2 同法第23条第8項の規定による住宅金融公庫からの受託業務

(一) 雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号)第19条第3項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成13年法律第7号)第8条第1項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法(昭和16年法律第20号)第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付に係る工事の審査

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

○ 鳥取地方県土整備局長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

	<p>第2号) 第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付に係る工事の審査</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所¹の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所²及び日野総合事務所³の管轄区域に係るもの</p>			○	鳥取地方県土整備局長		<p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所¹の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所²及び日野総合事務所³の管轄区域に係るもの</p>			○	鳥取地方県土整備局長
十一 略											
十二 住宅復興支援の事務	<p>1 自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び母子補給に係る事務</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 中部総合事務所¹の管轄区域に係るもの</p> <p>(四) 西部総合事務所²の管轄区域に係るもの</p> <p>(五) 日野総合事務所³の管轄区域に係るもの</p>			○	鳥取地方県土整備局長		<p>1 自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び母子補給に係る事務</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 中部総合事務所¹の管轄区域に係るもの</p> <p>(四) 西部総合事務所²の管轄区域に係るもの</p> <p>(五) 日野総合事務所³の管轄区域に係るもの</p>			○	鳥取地方県土整備局長
				○			<p>1 同法第2条の2第4項の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取又は同法第7項において準用する同法第2条の2第4項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取</p> <p>2 同法第2条の2第5項の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議又は同法第7項において準用する同法第2条の2第5項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議</p> <p>3 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可</p> <p>4 同法第25条の3第1項の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請又は同法第4項において準用する同法第25条の3第1項の規定による同計画の変更の認可の申請</p> <p>5 同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る意見の聴取又は同法第4項において準用する同法第25条の3第2項</p>			○	

	の規定による同計画の変更に係る意見の聴取								
6	同法第25条の6の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する供用又は処理の開始に係る通知	○							
7	同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は同条第2項の規定による流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知						○	中部総合事務所 所長 土整備局長	
8	同法第25条の8の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等						○	中部総合事務所 所長 土整備局長	
9	同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○						
10	同法第25条の10において準用する同法第5条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議	○							
11	同法第25条の10において準用する同法第6条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認			○					
12	同法第25条の10において準用する同法第7条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○							
13	同法第25条の10において準用する同法第8条の規定による流域下水道の施設の損壊行為により必要を生じた工事の費用の負担の決定	○							
14	同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等						○	中部総合事務所 所長 土整備局長	
15	同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による流域下水道台帳の調整等						○	中部総合事務所 所長 土整備局長	
16	同法第31条の2第2項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村からの意見の聴取	○							
17	同法第32条第1項の規定による他人の土地への立入り等						○	中部総合事務所 所長 土整備局長	
18	同法第32条第9項の規定による損失の補償についての協議又は同法第30条第5	○							

		項において準用する同法第32条第9項の規定による処分等による損失の補償についての協議									
		19 同法第37条第1項の規定による公共下水道管理者等に対する工事又は維持管理に関する必要な指示	○								
		20 同法第38条第1項の規定による許可等の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令	○								
		21 同法第39条第1項の規定による報告の徴収	○								
十四 過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法に基づく事務	1	同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議及び当該工事の施行命令	○								
	2	同法第16条の規定による公共下水道の施設に関する工事等の承認		○							
	3	同法第17条の規定による兼用工作物の管理費用の負担についての協議	○								
	4	同法第24条第1項の規定による許可及びその変更の許可		○							
	5	同法第24条第3項の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○							
	6	同法第32条第1項の規定による他人の土地の立入り等 (一) 八頭地方県土整備所の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所管轄区域に係るもの (三) 日野総合事務所管轄区域に係るもの						○	八頭地方県土整備局長	○	中部総合事務所県土整備局長
	7	同法第32条第9項の規定による損失の補償についての協議又は同法第38条第5項において準用する同法第32条第9項の規定による処分等による損失の補償についての協議	○								
	8	同法第33条第1項の規定による許可又は承認に付する条件の決定		○							
	9	同法第38条第1項の規定による許可等の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令	○								
		10 同法第41条の規定		○							

に関する法律に基づく事務		に関する法律に基づく事務	
四 中小企業団体の組織に関する法律施行令第10条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1~3 略	四 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1~3 略
五 中小企業団体の組織に関する法律施行令第12条において準用する中小企業等協同組合法施行令(昭和13年政令第43号)第14条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1 略	五 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第4項において準用する中小企業等協同組合法施行令第2条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1 略
六 略		六 略	
七 商工会法	1 略	七 商工会法	1 略
第30条の規定により都道府県の処理する事務に関する政令(昭和15年政令第149号)の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和15年法律第29号)に基づく事務(市町村長に委任したものを除く。)	2 同法第24条(同法第4条第4項(同法第48条第5項及び同法第56条第4項において準用する場合を含む。)、同法第52条の2第6項、同法第54条第4項(同法第58条第6項において準用する場合を含む。))及び法第55条の15において準用する場合を含む。)の規定による認可又は不認可及び発起人への通知	第30条の規定により都道府県の処理する事務に関する政令(昭和15年政令第149号)の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和15年法律第29号)に基づく事務(市町村長に委任したものを除く。)	2 同法第24条第3項(同法第48条第5項又は第56条の18第4項において準用する場合を含む。)の規定による会員による総会の招集の承認
	3 同法第12条第5項(同法第48条第5項又は第56条第4項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の承認		3 同法第44条第2項(同法第48条第5項又は第56条の18第4項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款の変更の認可
	4 同法第44条第2項(同法第48条第5項又は第56条第4項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款の変更の認可		4 同法第19条(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の決算関係書類の受理
	5 同法第9条(同法第58条第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の決算関係書類の受理		5 同法第50条第1項(同法第55条の18第5項において準用する場

